

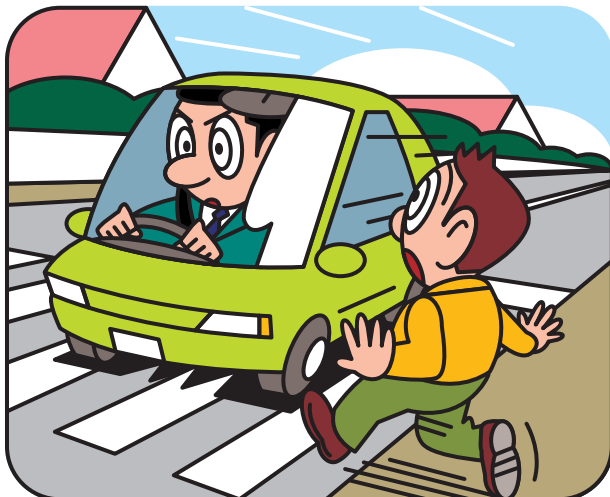
1月の安全運転のポイント 平成29年1月号

安全な運転をするためには、なによりも交通ルールを守ることが基本になりますが、運転マナーと混同して、違反行為にもかかわらずマナーの問題だと誤解していたり、それが違反行為だという認識が薄い場合があります。そこで今回は、そうした違反行為についてまとめてみました。

歩行者の通行を妨害する横断歩道通過

信号機のない横断歩道で、横断しようとしている歩者がいるにもかかわらず、一時停止はおろか、減速もせずに通過していく車が少なくありません。

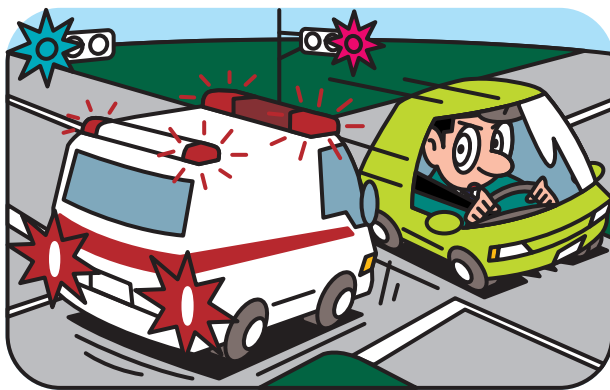
歩者が横断していたり、横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止し、歩者の通行を妨げないことが定められています（道路交通法第38条第1項）。したがって、横断しようとしている歩者がいるにもかかわらず、そのまま通過していくのは、「譲る」といったマナーの問題ではなく、ルールの問題であり違反行為です。横断歩道に接近したとき、一時停止も減速もせずに通過できるのは、横断する歩者がいないことが明らかな場合だけです。この点をしっかり理解しておきましょう。



緊急自動車の通行を妨害する交差点進入

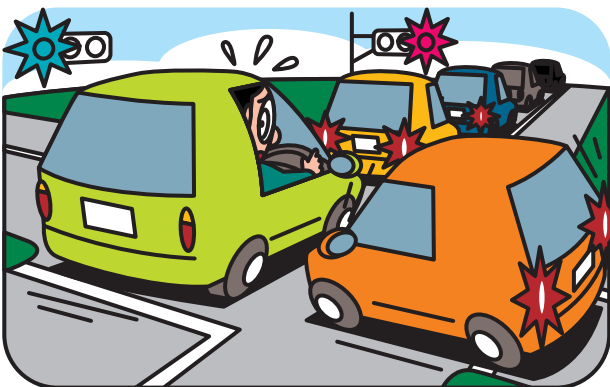
救急車などの緊急自動車が交差点に接近しているにもかかわらず交差点内に進入し、緊急自動車に急ブレーキをかけさせる車もよく見かけます。

交差点やその付近で、緊急自動車が接近してきたときは、交差点を避け道路の左側に寄って一時停止しなければなりません（道路交通法第40条第1項）。自車のほうが先に交差点を通過できるだろうなどと考えて、交差点に進入してはいけません。



交差道路側の通行を妨害する交差点進入

渋滞などにより、交差点内で停止して交差道路側の車の通行を妨げてしまう車もあります。道路混雑などで交差点内で停止して交差道路側の車の通行を妨げるおそれがある場合には、交差点に進入してはならないと定められています（道路交通法第50条第1項）。踏切も同様（同第2項）で、車体の一部でも踏切内に残れば非常に危険な状態となります。交差点や踏切に進入するときは、前方の状況を必ず確認する必要があります。

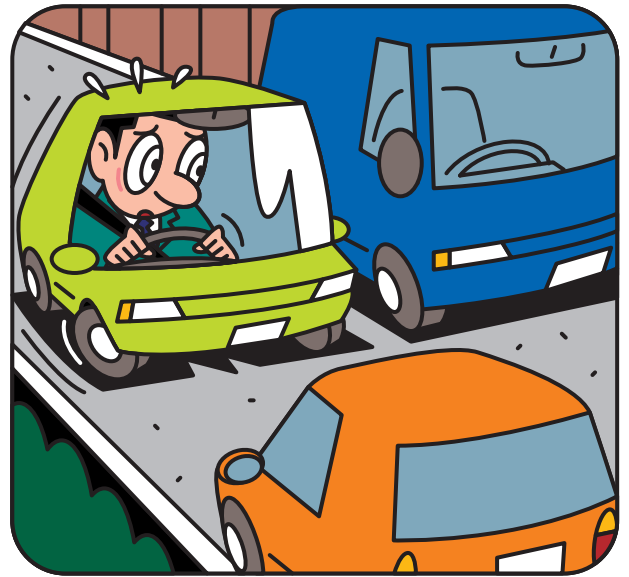
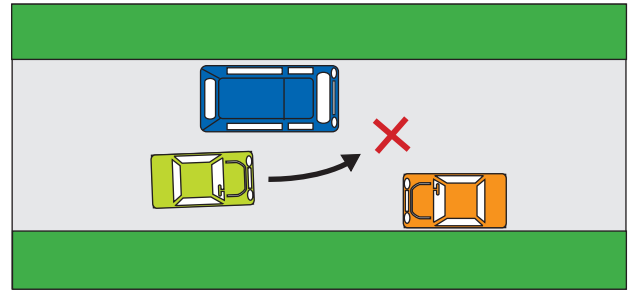


他車の通行を妨害する駐車

駐車が禁止されていない道路であっても駐車してはならない場合があります。それが「無余地駐車の禁止」です。

車の右側に3.5メートル以上（標識で余地が指定されている場合を除く）の余地がとれない場所での駐車はできませんが、右側に3.5メートル以上の余地があっても、図1のように駐車すると、他車が通行できなくなってしまいます。このように他車の通行を妨害する駐車は違反行為になります（道路交通法第4条第2項）。この場合、後から駐車した車が違反に問われます。駐車禁止でない場所で駐車するときは、他車の通行の妨げにならないかどうか、周囲の状況や車を駐車する位置をよく確認する必要があります。

図1



路線バスの発進を妨害する追越し

路線バスが発進の合図を出しているにもかかわらず、強引に追い越していく車があります。発進しかけた路線バスが衝突を避けるため急停車すると、乗客が転倒するなどの事故につながりかねません。

バス停に停止している路線バスが発進の合図を出したときは、それを妨げてはいけません（道路交通法第3条の2）。徐行や一時停止をしてバスが発進するのを待つようにします。

走行中の車からの「ポイ捨て」は違反行為

道交法第76条において、「道路において進行中の車両等から物件を投げることは禁止されています。したがって、走行中の車から物を「ポイ捨て」にするのは、マナーの問題ではなく、違反行為です。

禁止の対象となる「物件」は特に限定されていませんから、空缶やペットボトル等の容器類はもちろん、レシートなどの小さな紙切れやレジ袋なども含まれます。

また、「何人（なんびと）も禁止」ですから、ドライバーだけでなく同乗者も禁止されています。走行時の物の「ポイ捨て」は絶対にしないよう、車に乗る人は全員が徹底しましょう。



「ご相談・お申込先」